

## 研究論文

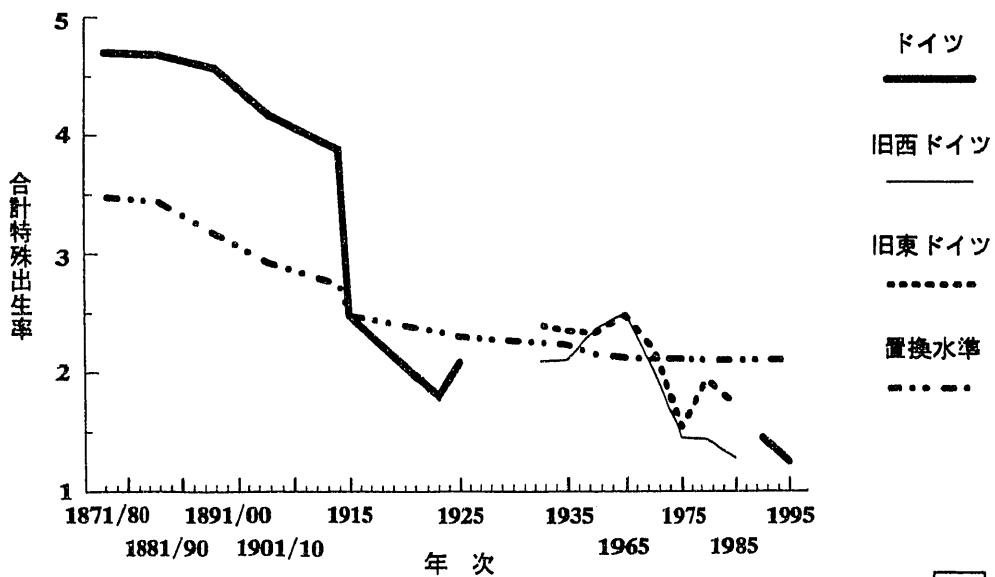
# ドイツにおける出生率および家族政策 —一つから二つ、二つから一つのドイツの体験—

シャルロッテ・ヒョーン<sup>1)</sup>

## I 長期的出生率傾向と低出生率の決定要因

ドイツは人口転換が比較的早い時期に始まった北部・西部ヨーロッパの一員である。出生力は19世紀の最後の四半世紀、つまりドイツ帝国の基礎ができあがった1870~1871年頃から低下しはじめ、女性1人あたりの平均出生児数が5人程度だったものが、第1次世界大戦の間に（当時の死亡率の高さから、1人あたり2.5人の）人口置換水準以下まで落ちた。

図1 1871~1995年の合計特殊出生率 (TFR)

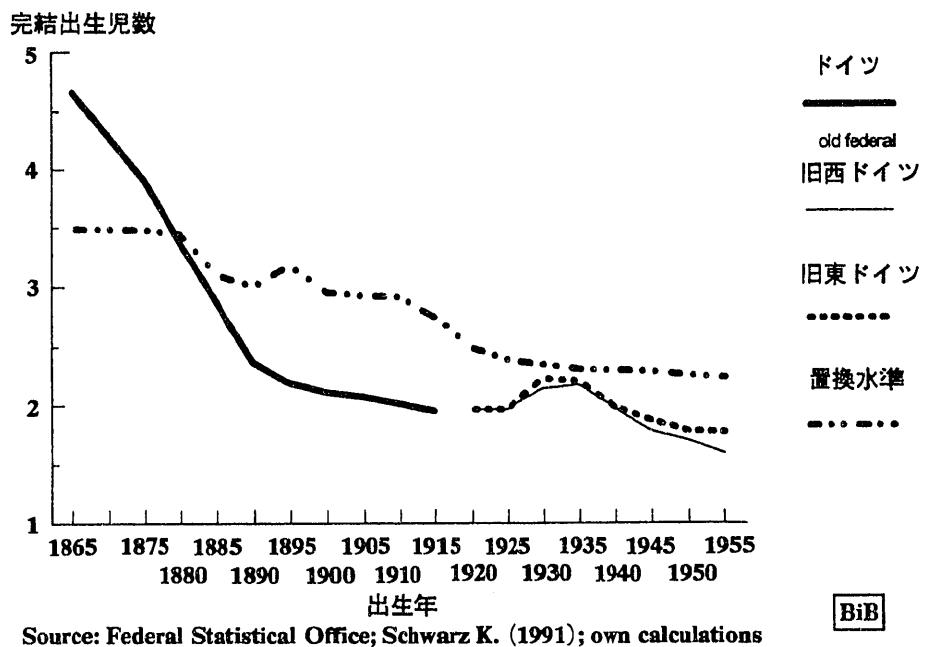


Source: Federal Statistical Office; Schwarz K. (1991); own calculations

BiB

1) ドイツ人口問題研究所長 (Director of the Federal Institute for Population Research, Germany)

図2 コーホート完結出生力：1865～1955年女子出生コーホート



人口学的により有効なコーホート完結出生力について考慮すると、1880年以前に生まれた女性のみが世代を置換するだけの数の出産をしたことになる。それ以降、再び置換水準を達成した世代はない。

この初期の出生率の激減は、当然のことながら、近代的な避妊具（薬）を利用した結果おこったことではない。これは子どもに対する価値観を変えるような数々の状況がおこったことによる。出生率低下の決定要因は、それぞれ分離できない複数の要因が絡み合った結果である。相関関係をもつぞれの要因も、長時間のあいだにその重要度に変化があった。ヨーロッパにおける出生率変化のきっかけとなったのは、18世紀から19世紀にかけての世俗化と近代化にあると思われる。封建的で教会を中心としたそれまでの社会が、啓蒙主義哲学の影響とカトリック教会の権力の衰退（つまり、プロテスタンティズムとナポレオン戦争中にヨーロッパ中に広まったフランス革命の理想）のもとで大きな変化を遂げた。新しい近代社会は、個人の実績や個人とその可能性ならびに要求の実現を志向した。近代的経済と工業化により、古い封建秩序に代わって、共和制ないし市民社会が生まれた。その原動力となったのは、ドイツでは19世紀の後半に義務化された大衆教育である。

教育といっても知識と技能だけを意味するのではなく、合理的な世界観やものごとを計算する心構えも含まれる。その世界観は、子どもの価値についても関連する。子どもの労働が禁止され、経費のかかる学校に行かせることが義務化されると、子どもの数を少なくし、彼らが将来経済的に成功することを願う方が合理的ということになる。

さらに、多くのヨーロッパ諸国で、高齢者保護や疾病時の保障などの社会保障制度が取り入れられた。ドイツはビスマルク時代に、率先に社会保障制度を義務化し、新しい福祉

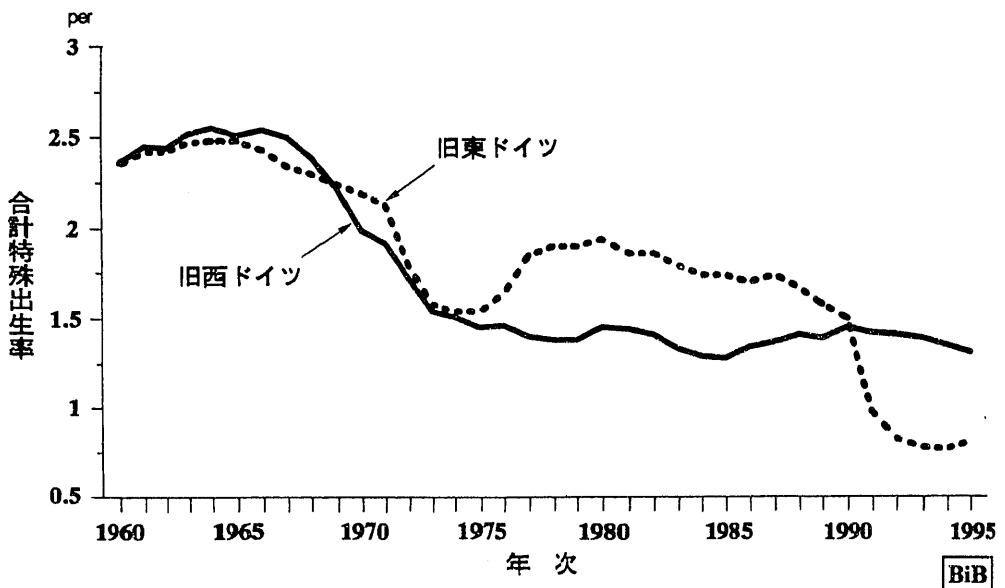
社会の模範を示した。年老いた親や病身の親の面倒を見るために子どもが必要だということはなくなった。

教育はまた女性にも拡大された。女性のエンパワーメント（社会的能力強化）とすべての人のための教育は、第三世界の人口転換の決定要因としてカイロでの国際人口開発会議（ICPD）行動計画の主な柱となっているが、では、第三世界にとってそうであるものが、より発展した国にとって違うというのだろうか。

決定的に重要なのは、子どもの数を制限するのは夫婦や個人が決めるべきだという点にある。ドイツで出生率が目ざましく減少したのは19世紀末から20世紀半ばにかけてのことだった。ナチ時代の極端な公共政策のもとでも、出生力は抑制されていたことに注目する必要がある。ドイツのいろいろな人口関連政策については後に触れるが、図2で見るとおり、ナチ時代に生まれ、そのためその人口政策に影響されることのなかった1930～35年の出生コホートの女性までは、コホート出生力は一定であったことがわかる。主として出産タイミングの変化によって合計特殊出生率だけが上昇したのである。

第2次大戦後については、東西両ドイツを分けて出生率の推移を観察する。統一後については旧西ドイツと旧東ドイツと呼称する。

図3 旧西ドイツと旧東ドイツの合計特殊出生率：1960～1995年

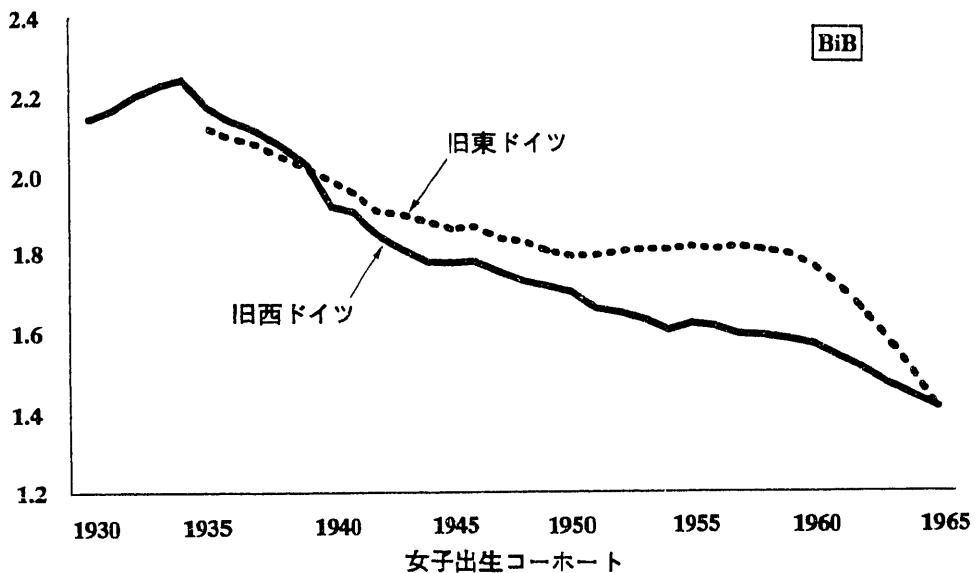


Source: Federal Statistical Office, own calculations

1950年から1975年までの合計特殊出生率はほぼ同じような傾向を示していることは注目に値する。しかし、後でみるように、この同様の傾向の背後には構造的、行動的な差異がある。

ここで1950年代後半から1960年代初めにかけて、人口置換水準を越える合計特殊出生率となったベビーブームについて、若干、コメントするのが適切だと思われる。コホートデータと期間データを比較すると、同時期のアメリカとは違い、ベビーブームは女性一人

図4 旧西ドイツと旧東ドイツの完結出生率：1930～1965年女子出生コホート



あたりの子どもの数が多いことを意味しているわけではないことがわかる。1930年から1935年に生まれた女性の出産数は増加したといつても、先輩世代の出産数と比較して、わずかに0.1人しか増えていない。合計特殊出生率の増加は、早婚（参考表2）と出産間隔の短期化の人口学的要因によるものであって、大家族への志向が増大したわけではない。

このベビーブームのあとは、かなり急速に出生率が落ち込み、この第2次低下で人口置換水準を大きく下回ってしまった。その理由としては何があるのであろうか。

1960年代以降、近代的避妊具（薬）が普及したことで家族計画は新たな質の時代に入った。現在では、たんに妊娠を防ぐことではなく、妊娠を慎重に計画できるようになった。このため、最初の子ども、または次の子どもを産み、育てることについて、男女が共に考えて決定する時間的余裕がある。したがって、近代社会における低出生率は、男女の希望を反映しているものと確信している。

ヨーロッパ、日本その他の工業化福祉国家では、ほとんどの夫婦や個人が子どもは2人が理想で、それで十分と考えている。数としては少ないが、それ以上の子どもを希望する人たちもいることはいる。それよりも低出生率により大きな影響を与えていているのは、子どもを欲しがらない人々、結果として結婚しなかった人々、家族をもつかどうか考えあぐねているうちに生理的に遅きに失してしまった、あるいは、子どものいない生活に慣れてしまったという人たちである。ヨーロッパ全域で結婚年齢は高く、最初の出産年齢も高齢化し、子どもを産まない女性の比率も高くなっている。ドイツでは2回の世界大戦の影響で適齢男性の生命が数多く失われ、配偶者や父親となる男性数の不足で、子どもの数が少ない時代が長く続いた。しかし、今日の低出生率の主な要因は、子ども無しの生活を熟慮の上、または成り行きとして選ぶ人が多いことにある。

現代社会で良好な家庭生活を送るのはなぜ、これほど難しいのだろう。子ども無し、あ

るいは非常に若い時期に出産しない方が良いと思われるのは、なぜだろうか。それは、経済が家族のニーズを無視して動いているからであり、個人の時間や労力の提供、その移動性、個人の献身をあてにして成り立っているからである。時間や労力の提供の度合いが高いほど、職業人としてのチャンスがめぐってくる。そこで独身者や（伝統的に、子どもの面倒を見るために時間を割くことが少ない）男性が、そのチャンスに恵まれることになる。母親は、幼稚園、学校、スポーツクラブ、買い物と小刻みなスケジュールに追われる上、もし仕事をもっていれば、通勤にも時間がかかる。仕事と家庭の両方に時間を割り振らなくてはならない。その上、専業主婦でも相当負担の大きい家事負担も背負わなくてはならない。家族の誰かが病気になれば、家にいて面倒をみることを期待されるのはいつも母親である。

高等教育を受け、良い仕事にも恵まれた若い女性であれば、結婚相手と子どもをもつかどうかを相談する際、仕事を、その収入も含めてあきらめるか、自分のそれまでのキャリアや収入と比べて見劣りのするパートタイムの仕事につくか、それとも仕事と家庭の負担を両立させることにするかを決める必要に迫られることを承知している。これは短時間で結論の出せる選択ではなく、やり直しのきく選択でもない。子どもをもつと決めたら、夫婦ともむこう15年ないし25年は、資金的にも時間配分の上でも制約を受けることを覚悟しなければならない。男性の方は、父親になったところで時間配分をそれほど修正することはないにしても、多少の影響は出る。まず、子どもが生まれると、一人あたりの家計収入が減る。だからといって雇用主が多く賃金を支払ってくれるわけではない。経済は、家族の事情には無頓着である。給与は個人の実績に対して支払われる。国家がその家族政策を通して所得の再分配の役を担っているが、著者の知っている限り、子どもにかかる経費を十分に保障し、母親のもつ所得機会を補償している国家はどこにもない。そのような補償手段など全くない。

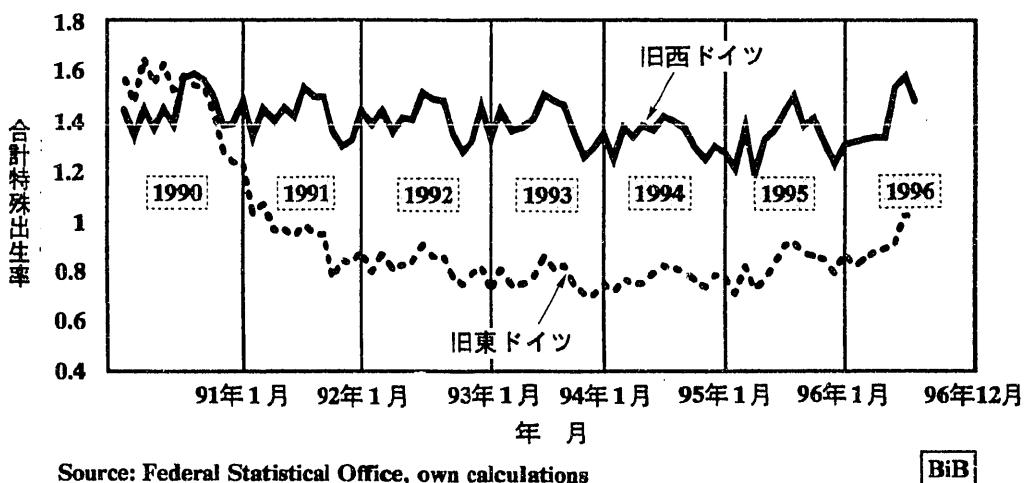
以上のような考察からすれば、家庭を築くことは経済的には決して最も賢明な決断とはいえない。幸せな家庭が欲しい、子どもが大好き、自分の人生の一部として子どもが成長するのがみたい、といった人々の希望を背負って、子どもたちは生まれてくる。それで、両親は、時間とお金と愛情を惜しげもなく投入する。

数ある世論調査が示すように、子どもは2人というのが理想の数である。人口置換を考えると、女性1人あたりの出産は2.1人であるから、子どもを産まない女性が10%いるとして、夫婦の40～50%は、子ども3人を産む必要がある。しかし、子ども3人ないしそれ以上を望む夫婦は先進社会では稀である。その主な理由は、前に述べたとおりである。

いずれにしても、1970年から1975年にかけて、東西両ドイツとも世界最低の出生率を記録した。その後、1976年に東ドイツは総合的人口社会政策を採用したため、合計特殊出生率は一時的に上昇したものの、単独年度では置換水準に到達しなかった。1980年以降、合計特殊出生率は再び低下に転じた。平和革命の年、ベルリンの壁崩壊の年の1989年にも、両ドイツの出生率の差は目立つほどは違わなかった。国境を開いたことで、東ドイツの人々はその人口に関する行動を凍結しはじめた。このため、出生力の激減だけでなく、結婚、

離婚、人工妊娠中絶の激減につながった。人口に関する行動の凍結は、完全に変化した社会、経済、法的な環境の中での個人の将来に対する不安感から生じたものと思われる。旧東ドイツでは、ドイツ連邦共和国への併合によって、自由化・民主化されただけでなく、西ドイツの法・行政的システムと社会的市場経済を受け入れ、国家資産が急速に民営化され、公務員から共産主義者が追放された。これは旧社会主義国の中で唯一の例である。物価は市場に左右されるようになり、人々は転職や扶助を求めて申請せざるをえなくなり、自分で決定せざるをえなくなった。いずれも過去何十年にもわたる一党独裁の計画経済のもとでは馴染まなかったことである。

図5 旧西ドイツと旧東ドイツにおける月別合計特殊出生率：1990～1996年8月



ごく最近になって、旧東ドイツの新しい諸州の出生率がゆっくりではあるが増加し始めた。

## II ドイツの家族政策の歴史

### 1. 1945年まで

「一家に子ども数人」の対策を論じる議論が第1次世界大戦前のドイツにはすでに生まれていた。19世紀の第4四半世紀には出生率が激減しており、1920年代に結婚した人々については、出生率はほぼ人口置換水準まで低下していた。ドイツの議員や行政官はすでにこの当時、この問題に関心をもっていた。

ワイマール憲法第119条は、家族政策の重要な要素を含んでいる。「家族の基礎であり、国力増強の基盤である結婚は、憲法の中でも特に保護の対象とする。結婚は両性の平等の上に成り立つ。家族の純潔と健康を維持し、社会的に振興することは国家ならびに共同体の仕事である。数人の子どもをもつ家族には、社会的均等化のための支援を受ける資格がある。母性は、國家の保護と支援を受ける資格がある」。これはドイツ帝国時代に議論され

ていたことに触発されたワイマール共和国の綱領だった。

振り返ってみて、このドイツ帝国とワイマール共和国の努力や計画は、家族政策や人口政策への要求であったとは言えそうもない。事実、1933年までは、それはたんなる議論のレベルにとどまっていた。

1933年、ナチ政権はためらうことなく明確な人口政策を実行に移した。この基本的に人種差別政策には、子どもが生まれる度に返済金が減じられ、3人目の子どもで棒引きになるという結婚貸付制度（特に風変わりなものとして）母親十字章、人工妊娠中絶の全面廃止が含まれていたが、同時に児童手当や児童扶養控除も入っていた。

しかし、こうした施策の対象となったのは、ドイツ人（アーリア人）に限られた。異なる人種間の結婚の禁止も含まれ、さらに悪いことには、「無価値の」生命（精神障害者、ユダヤ人、ジプシー）の「根絶」（抹殺）計画も伴っていた。

これらの政策のもつ人種差別原理（およびその悲劇的な結果）は、家族政策にも大きな暗い影を落すことになる。いずれも第2次大戦後、連合国によって廃止された。

## 2. 西ドイツ

ドイツ連邦共和国における家族政策の歴史は、人口政策の隠れ蓑ではないかという空虚感と不名誉な評判で始まった。ドイツ連邦共和国が成立した1949年の基本法第6条をもって、国は家族と結婚を公秩序の特別保護下におくことを決めた。この条文が（ナチ時代にも生きていた）ワイマール憲法の定めと比べてずっと明確度が低いことに注目すべきである。

主要省庁は1949年に創設されたものの、家族問題を扱う省はやっと1953年になって設置された。

家族政策発展の第1段階は、1955年から1974年にかけてである。この間、1966年まではキリスト教民主同盟（CDU）が政権にあり、その後1966年から1969年は同党とキリスト教社会同盟（CSU）および社会民主党（SPD）との大連立、そして1969年から1974年は社会民主党と自由民主党（FDP）の第1次連立政権が国の運営にあたった。

児童手当や所得税の児童控除といった通例の対策が徐々に取り入れられた。ただし、1958年以降、夫婦の所得は、〈課税所得×税率÷2=納税額〉というように分轄計算されるようになった。1957年以降、18歳以上の子どもがまだ学校に行っている場合、児童控除の対象となり、しかも両親の家を離れて学校に行っている場合は、その控除率も高かった。当初（1950～1955年）の児童控除は一律だったが、その後、子どもの数により差がつけられるようになった。第3子以降の子どもに対する手当が1955年に開始したが、これが1961年には額は少ないものの第2子にも適用されるようになり、1965年には第5子まで段階的に増額する手当が支給されるようになった。この第1段階の間の社会民主党・自由党の連立時代の小さな変更は、第2子への手当が増額したことである。

社会民主党・自由民主党連立政権は家族政策の第2段階（1975～1982年）の改革に着手した。彼らは児童控除を社会的に後退しているとみなし、それまでよりずっと寛大な児童

手当を導入することにした。その結果、現在では、第1子から第3子まで漸進的に増額する制度がある。

第1子の児童手当は当時から（低額のまま）変わらないが、第2子以降の金額は数度にわたって増額された。社会民主党・自由民主党連立政権の最後の年（1982年）になって、第2子、第3子手当が多少減額されたが、第4子以降については変更はなかった。

1977年になって、夫婦分轄課税の特典のない人々に埋め合わせをするため、単親家庭には所得税からいわゆる「世帯控除」が適用されるようになった。

分轄課税は1958年の導入以来、物議をかもしている。これは子どもの数（あるいは子どもの有無）を無視しているだけでなく、所得の高い人たち、特に妻が働いていない場合に有利になっている。単親家庭の人々がこの点を憲法法廷に訴えたのが功を奏し、この「世帯控除」が導入されることになった。

社会民主党は、1971年に学生への給付を認める家族政策の新しい要素を導入した。これらの給付には所得制限があるが、上限額は数度引き上げられた。

1980年、二つ目の新しい対策が開始された。産後6か月の有給休暇である。これは再雇用保障を伴う（産後8～12週間の法的に定められた全額支払いの後は月額750マルクの支給を内容とする）対策で活動的な女性だけが享受できた。この法律の制定については労働大臣が担当したというは興味がある。

保守野党から家族政策を軽視していると常に非難されていた社会民主党・自由民主党連立政権は、かなり革新的であり、気前も良かった。彼らのとった対策は、社会的・政治的な理論的根拠に根ざしたものだったが、同時に家族政策に必要な手段でもあった。

1982年末、政権はキリスト教民主同盟と自由党の連立に移行した。それからの何年か（1983～1985年）は、第3段階緊縮財政とでも呼ぶのが適当だろう。多くの人々の予想に反して、一般会計予算の問題解決のため、児童手当の支給に所得制限が適用されるようになった。この結果、子ども2人の世帯の3分の1、子ども3人の家庭の5分の1、4人以上の子どものいる家庭の10%は、それまで受給していた手当より少ない金額をもらうことになった。

それ以来、学生への給付も貸付だけに限られるようになった。産後の6か月の有給休暇の支給額も750マルクから510マルクに減額された。

1983年になって、所得税からの小額の児童控除が再導入された。1984年には生まれなかっただ生命を保護する基金が用意された（1976年以来、中絶は（その他の困窮を含む）理由を明示することで可能である）。コール首相は、1983年の国会での政治綱領についての演説の中で、全く新しい家族政策を発表した。

（1986年開始の）第4段階の新家族政策には、以前の対策の焼直し的な部分もある。いわゆる児童手当（制度不变）と児童控除の二重制度を再導入し、金額もかなりのもので、しかもどの子どもの出生順位にはかかわりなく支給されるようになった。児童控除は1990年に増額されることになり、第2子の児童手当の方も増額されることになった。単親家族の世帯控除は1988年にわずかながら増額された。

この改正家族政策では、有給育児休暇の期間が延長された。1986～87年はすべての母親（または父親）が10か月まで休暇がとれたものが、1988年から1989年6月までは12か月、1989年7月から1990年6月までは15か月に延長され、さらに1990年7月から18か月に延長になるとともに、600マルクの手当の支給に関しては子どもの生後7か月以上は所得制限が導入された。子どもを産むまで仕事を持っていた両親（通常は母親）には、元の職位での再雇用保障がある（ただし、小規模の会社の場合は、同じ支店・支社での復帰保障のみ）。

1990年代になって、育児休暇は子どもが3歳の誕生日を迎える日まで延長された。これで経済活動を再開したいと考えている母親は、育児休暇終了と同時に幼稚園に子どもを通園させられるようになった。新規に導入された制度は、すべての女性が65歳になったときに給付される年金の中に1年間の「ベビー・イヤー」が認められるようになったことである。これも1993年以降に生まれた子どもたちには3年間に延長された。

### 3. 家族に関する社会的・政治的施策

ドイツ連邦共和国では、社会保障制度の中に年金、保健サービス、失業、長期療養への給付が含まれている。

勤労所得のない配偶者と扶養中の子どもは、配偶者のうち勤労所得のある方の健康保険でカバーされる。配偶者がともに勤労所得のある場合は、双方が掛け金を支払う。個人が所得に応じた率で支払うため、独身者でも父親でも所得が同じなら、支払い金額も同額である。ただし、保健サービスは、独身者も既婚者の家族全員も同じように受けられる。

家賃を含む社会福祉援助は家族の実情を勘案した上、低所得の世帯または個人に給付される。

3歳以下の幼児の保育施設はほとんどない。3歳から6歳までを対象とする幼稚園で十分だと考えられている。両親は幼稚園の通園料を支払う。単親の場合、この金額の一部は所得税の中で控除の対象となる。

ほとんどの学校は午前中だけで終了する。全日制または寄宿制の学校（私立）は例外的な存在であり、通常、経費も高い。

家政婦やメイドや看護婦を雇うことは個々の家庭で決めることがある。なかには、子どもの世話をしてくれる他の家庭の母親をみつける可能性もある。こうしたことにかかる経費については、単親家庭の場合のみ、所得税の控除対象となる。

州によっては、追加的な家族援助をしている。その例としては、連邦の制度よりも長い（有給）育児休暇、結婚資金貸付、単親家庭のための支援がある。

家庭問題のカウンセリングは地域共同体、福祉団体、教会が実施している。

家族計画サービスは国際家族計画連盟（I P P F）のドイツの加盟組織「プロ・ファミリア」が実施している。避妊具の製造・販売は合法化されており、自由に手に入る状況にあるが、健康保険の給付対象にはなっていない。社会福祉援助の受給者は無料で避妊具を手に入れることができる。医学的理由から人工妊娠中絶をする場合に限って、健康保険から還付給付を受けられる。

#### 4. 人口政策

ドイツ連邦共和国になって以来、どの政権も人口政策をとってこなかった。

人口政策を非難し「産めよ、殖やせよ」政策を追求するという印象を与えることを避ける理由は、ナチス時代に人口政策を悲劇的なまでに濫用したためである。

国連の加盟国政府に対する質問書への回答、あるいはカイロでの国際人口開発会議での各国報告の中で、ドイツ連邦政府は、家族政策は子育ての負担を国民全体で均等化することに意を注いでおり、人口政策的な根拠は一切もたない旨を明示した。ドイツの家族政策は、将来の出生率目標といったものを掲げたものではない。子どもの数や出産間隔を決定する両親の自己裁量権は、今後も堅持していくべきことである。

希望子ども数については真剣に考える必要がある。これは、1968年に初めて成文化され、のちに1974年の世界人口行動計画で繰り返され、1994年のカイロ行動計画でも再確認された人権の一つであり、カップルおよび個人は、自分の意志で、情報を得た上で、しかも責任をもって、自分たちの子どもの数と出産間隔を決定することができる。カップルや個人が、3人以上欲しいと考えようが、一人でいいとか、子どもはいらないと考えようが、そのリプロダクティブ・ライツについては、すべての人々、ことに政策立案者が尊重すべきである。

#### 5. 旧ドイツ民主共和国（東ドイツ）

東ドイツ政府は、ナチス時代の人口政策の歴史があるにもかかわらず、1970年代に明確な人口・社会政策をとることに問題があるとは考えなかった。東ドイツは、ナチス・ドイツの後継者ではないことを明確に表明し、全く新しい社会主義国家であると主張した。ハンガリーやチェコスロバキアといった他の社会主義諸国は1960年代に出生促進政策を実験していた。

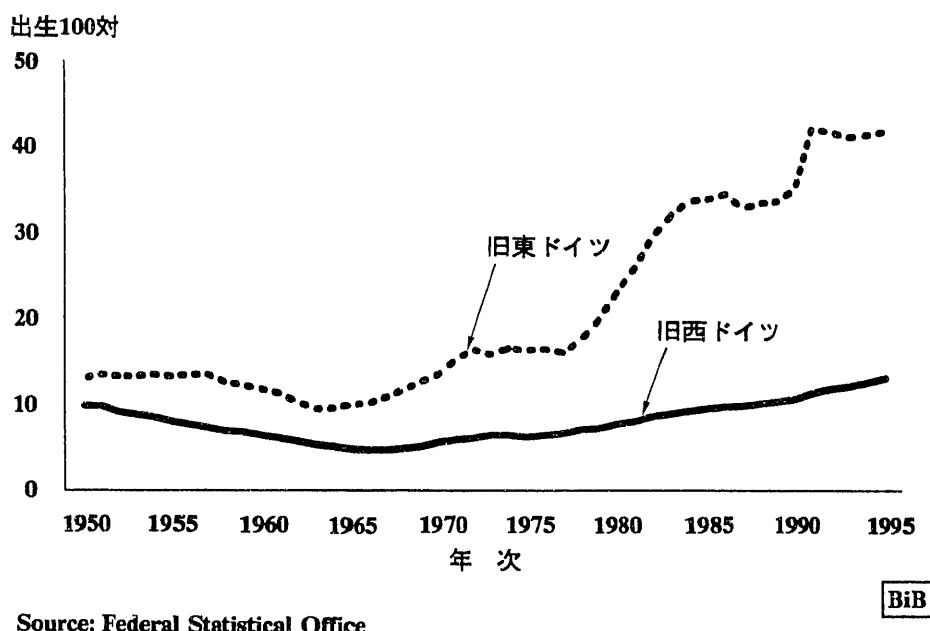
1976年に大々的な人口増加政策が打ち出され、子どもの出生後に減額され、3人目の出生後に棒引きになる結婚資金貸付制度（妻が28歳未満の場合のみ）、出産補助金、有給産児休暇、児童手当などが導入された。なかでも重要なのは1歳を越えた子どもすべてについて、保育所、幼稚園、全日制の学校、週末や休日のキャンプなどの公共育児体制が整えられたことで、これにより母親が外で働くのに問題はなくなったのである。

それでもかかわらず、出生率が単年度で人口置換水準に達したことではなく（図3）、1980年以降は再び低下はじめた。1989年のベルリンの壁の崩壊以前に、両ドイツの出生率にはさしたる差異はなかった。人口政策がなかったら、東ドイツの完結出生力は西ドイツと同じ速度で低下していたものと思われる（図4）。

東ドイツの人口政策は、未婚の母親に有利な施策をとっていた（児童手当は他よりも高く、保育施設に空席がない場合には長い産児休暇がとれつまり保育施設の入所も優先された）。これにより、東ドイツの非嫡出割合は激増する結果となった（図6）。

アパートの割当を受けるには、結婚が条件となった。そこで子どもが保育所に入れることがわかると、続いて結婚の運びになった。西ドイツでは結婚年齢も出産年齢も高くなる

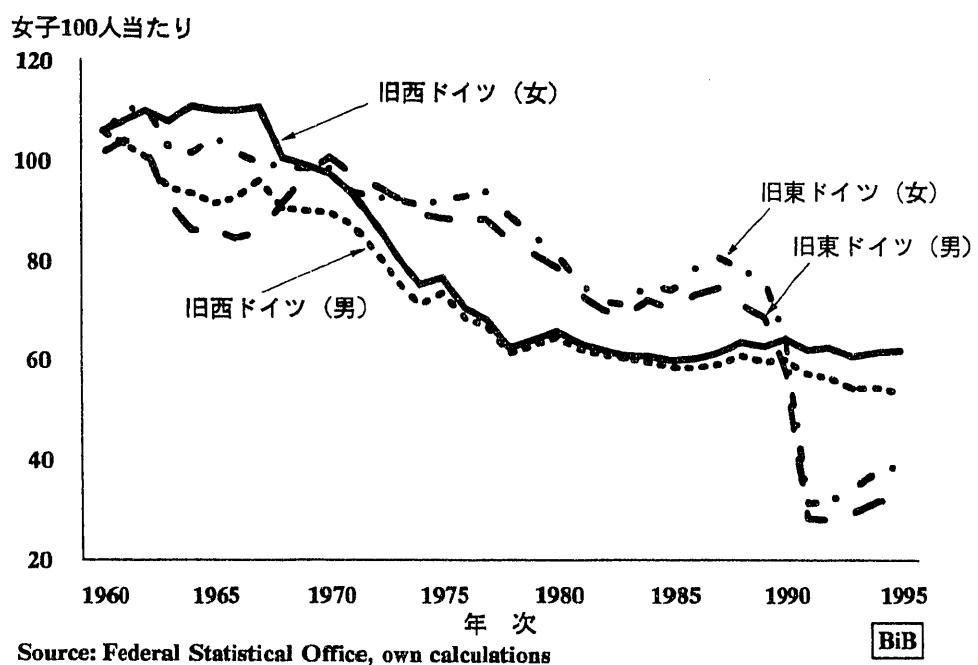
図6 旧西ドイツと旧東ドイツの非嫡出子割合：1950～1995年



Source: Federal Statistical Office

BiB

図7 旧西ドイツと旧東ドイツの合計初婚率：1960～1995年



Source: Federal Statistical Office, own calculations

BiB

傾向が強まっていたが、東ドイツの場合、大部分が結婚し、結婚年齢は全体的に若かった。この東ドイツの行動パターンは狭い両親の家から早く出て、独立したい（社会主義の理想）という願望や（若いカップルだけを対象とした結婚資金貸付などの）人口政策にも一部影響されていた。出産年齢の若さは、年齢別特殊出生率や子どもを産んだことのない女性の

図8 旧西ドイツと旧東ドイツの年齢別出生率：1989～1995年

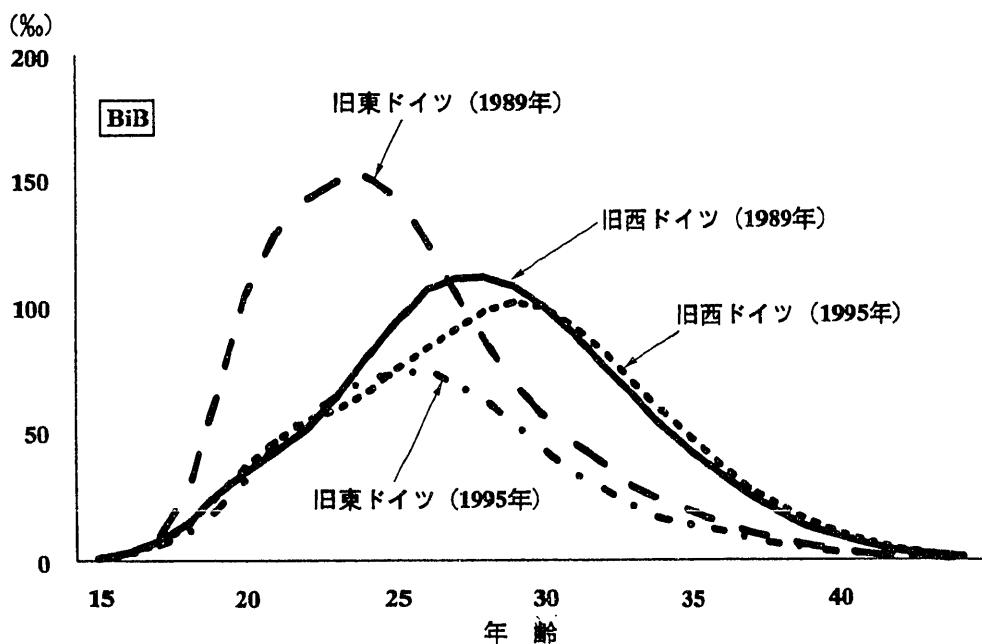


表1 東ドイツの1901～1950年女子出生コホートにおける子どもを産んだことのない女性の割合(%)

出生コホート	旧西ドイツ	旧東ドイツ	出生コホート	旧西ドイツ	旧東ドイツ
1901～1905	26	26	1931～1935	10	11
1906～1910	22	20	1936～1940	10	10
1911～1915	19	17	1941～1945	12	9
1916～1920	18	17	1946～1950	14	8
1921～1925	17	18			

割合が非常に低い事実に投影されている。

表1にある、1901年から1925年生まれの女性の中で子どもを産んだことのない人の率が高いことに、関心ある人々は驚くに違いない。ここに膨大な数の若い男性の命が奪われた二つの世界大戦の影響をみることができる。結婚件数が大幅に減って、配偶者をみつけられずに独身で子どもを産まずに生涯をすごした女性の比率の高いことが人口統計上の結果となって現れたのである。ドイツでは、女性のすべてが母親というわけではないというイメージにつながったかもしれない。

旧東ドイツは出生力の増加に短期的には成功したものの、子ども3人の家族の比率の真的増加にはつながらなかった。支配的な家族パターンは夫婦に子ども2人であり、希望する子どもの数にほぼ一致している。旧東ドイツに比べ、旧西ドイツには子ども3人以上の家庭は比較的多いが、反面、子どものいない家庭も多い。国民の間で大家族への動機とそのための社会環境がもはやないということになれば、いかなる人口政策にも限度がある。人口置換水準に到達するためには、(子どもを産まない女性を10%と計算して) 全家族の

表2 旧西ドイツおよび旧東ドイツの女子の出生コード別出生児数女子割合  
：1940～1960年（%）

出生コード	旧西ドイツ				旧東ドイツ			
	0	1	2	3+	0	1	2	3+
1940	10.1	23.6	39.4	27.0	8.9	33.2	47.4	10.5
1945	13.3	26.9	39.4	20.4	8.5	33.0	47.7	10.8
1950	14.9	27.2	39.5	18.5	8.0	29.3	49.6	13.1
1955	19.4	24.3	38.5	17.8	6.0	25.7	53.7	14.6
1960	23.2	21.6	37.4	17.8	10.6	20.6	54.0	14.8

40%が子ども3人以上でなくてはならない。置換水準の人口を達成する政策を成功させる上で破らなければならないのは、第3子のカベである。

### III 家族政策と他の政策の重複ならびに矛盾

統一ドイツとしての人口政策はない。現在のところ西ドイツの家族政策ならびに家族関連政策が統一ドイツにも適用されている。この良好で寛大な家族政策があるのに、（身体的な理由で産みたくても産めない人を除き）、なぜ子どものいない夫婦が子どもを産もうとしないのか、一人っ子家庭が第2子の出産を考えないのか、疑問が残る。

繰り返し述べてきたように、別の目的をもつ他の政策の効果が家族政策の目的と相反することを考慮しなければならない。事実、それを意図したわけではないが結果的に出生率にマイナスに作用する政策が多くある。教育、女性解放、労働条件、住宅、社会保障といった間接的（非意図的）な政治的措置の影響の方が、直接的な家族政策ないし人口政策よりも強い影響を与えていると、専門家は確信している。政府が、自らが作りだした問題を出産奨励策によって解決しようとしているのは、皮肉な話に思える。

国民の教育程度が高くなるのは経済発展には必要だが、高学歴になると、子どもを産み育てることにかかる行動を含めた意志決定に、より高い合理性を求めるようになる。

女性解放の推進が憲法の上でも要請されており、ますます政治課題として重要になってきている。教育、賃金、経済活動機会における男女平等は重要な目標だが、これらは子どもを産み育てるとは相反する。男性の方も子どもを大勢育てたいとは思っていないようにも思える。彼らも合理性を重んじ、子どもに束縛される生活よりも夫婦ともに収入のある方が人生を楽しむ選択肢が多く開かれる、と考えている。

現在の労働条件は個人中心に組み立てられており、家族のニーズが全く反映されていない。例をあげれば、労働時間、休日、通勤時間がそうであり、パートタイムの仕事やタイム・シェアリングその他の柔軟な勤務体制の仕事が不足していることもある。

現代の都市のあり方も家族にとっては好ましくない。住宅はますます高額になり、通勤距離も長くなる一方である。交通量は多く、子どもには危険なほどだ。クルマは（通勤用ないし）ステータス・シンボルとして必要だと考えられているが、価格は非常に高い。

子どもがいなくても、保健や高齢期の社会保障は十分享受できる。かつての子どもの数と老親の扶養や世話との結びつきはずっと昔に途切れてしまった。個人の観点からすれば、夫婦に所得があれば、年金も二人分の保障があって有利だということになる。

このようなわけで、現代社会は、家族のニーズを満たすことなく、子どもを多く望むことに水をかけるような方向に向けた様々な政策により形成されているのである。

#### IV 人口変動に適応する政策

西ドイツおよび統一後のドイツでは、低出生率とその結果としての人口の高齢化について心配していない。

しかしながら、ドイツでは人口減と人口の高齢化に適応するため、一連の政策を1970年代半ばに立案した。国連からの第6回質問書に対して、連邦政府は、「現在までに提出した2回の人口成長に関する報告書（Part 1, 1980. BT-Drs. 8/4437, Part 2, 1983, BT-Drs. 10/863）の中で、「省庁間の人口問題作業部会は、人口減少の長期的影響は継続的政治的課題となることを示した。人口の年齢別構成の変化は政府ならびに社会のほとんどすべての分野に影響を与える、調整作業が必要となる。ドイツ連邦共和国政府は、現在、この点を国家計画を考慮する際に取り込んでいる」と記している。

こうして検討された人口関連政策の例には、保健と高齢者むけ社会保障制度の改革、教育部門の再編成、高齢者対策の樹立（家族ケアの奨励、高齢者の能力向上対策など）がある。

家族政策を担当するのは連邦家族・高齢者・青少年・女性省である。補完的な事業が州政府によっても実施されている。州政府の責任範囲は、保健基盤と教育である。地域社会レベルは保育施設を担当する。

連邦家族省には家族問題に関する科学委員会があり、専門家グループが家族レポートを編纂している。

省庁の垣根を越えて人口問題を検討する作業委員会が内務省のもとに設置されている。これまでにこの委員会は、人口動向とその結果に関する2種類の政府報告書を発行した。昨年度は、人口推計を新たに発表した。

家族政策に異論を唱えるグループはない。しかし、人口政策や出産奨励に傾きすぎだと思われる対策に対しては一般的に否定的である。

人口減少と高齢化については懸念はない。子どもの数と産児間隔は自由意志で決めるべきだという国民的合意がある。当然のことながら、家族の連合組織は、もっと家族の間の経済的平等をはかるべきだと要求している。1970年代以降の政府に関していえば、人口減少に伴う問題の解決は現実適応策で十分だと考えられている。

## V 家族政策と人口政策の効果

### 1. 人口政策の効果

1986年にヒョーンとシュブネルは、出産奨励策または寛大な家族政策をとっている諸国における、それらの政策の出生力に対する影響に関する研究を実施した（Höhn, 1987も参照）。

一般に短期的效果はみられた。しかし、長期的效果となると、注目に値するほどではない。フランスでは、家族規模に0.2ないし0.3人の増加がみられ、東ドイツで0.1人（再統一ショックがなかったとして）、ルーマニアで0.2人の増加が観測された。しかし、ハンガリーとチェコスロバキアでは、長期的效果は認められなかった。

ハンガリーの人口学者は、政府の人口政策がなかったら、出生率はこれよりずっと減少していただろうと主張している（Höhn, 1987も参照）。このことは東ドイツについてもいえよう。東ドイツの出生率の崩落現象は克服されるのか、されるとすれば何時のことか、疑問のまま残されている。

### 2. その他の政策の効果

これまで間接政策の効果についての量的研究は実施されていない。しかし、これらの影響が大であることは保証できる。カウフマンは、福祉国家と経済の繁栄の出生力に対するマイナス効果を「構造的冷酷」と評している。

総合的出産奨励政策を立案しようにも、人口の高齢化のおこっている諸国では深刻な障壁がすでに立ちはだかっている。社会保障に財源を振り向けることに賛同する人たちと出産奨励策を支持する人たちの予算をめぐる競合がすでに激しくなっており、これまでのところ高齢者保障派に分がある。その理由の一つとしては、年配者には投票権があるのに対して子どもたちにはないことがある。もう一つの理由は、社会保障制度は維持される必要があるということである。このような政治的な板挟み状況は容易に解決できそうにない。しかしこの点に一層の注意を払う価値はあるだろう。

参考表1 旧西ドイツおよび旧東ドイツにおける出生に関する指標：1950－1995年

年次	出生率(%)			合計特殊出生率			純再生産率			非嫡出子割合		
	旧西ドイツ	旧東ドイツ	ドイツ	旧西ドイツ	旧東ドイツ	ドイツ	旧西ドイツ	旧東ドイツ	ドイツ	旧西ドイツ	旧東ドイツ	ドイツ
1950	16.2	16.5		2.09	2.37		0.93	1.13		9.7	12.8	
1960	17.4	17.0		2.36	2.33		1.10	1.07		6.3	11.6	
1970	13.4	13.9		2.01	2.19		0.95	1.04		5.5	13.3	
1975	9.7	10.8		1.45	1.54		0.69	0.73		6.1	16.1	
1980	10.1	14.6		1.44	1.94		0.68	0.93		7.6	22.8	
1981	10.1	14.2		1.43	1.85		0.67	0.89		7.9	25.6	
1982	10.1	14.4		1.41	1.86		0.66	0.89		8.5	29.3	
1983	9.7	14.0		1.33	1.79		0.63	0.85		8.8	32.0	
1984	9.5	13.7		1.29	1.74		0.61	0.83		9.1	33.6	
1985	9.6	13.7		1.28	1.73		0.60	0.84		9.4	33.8	
1986	10.3	13.4		1.34	1.70		0.63	0.81		9.6	34.4	
1987	10.5	13.6		1.37	1.74		0.64	0.83		9.7	32.8	
1988	11.0	12.9		1.41	1.67		0.66	0.81		10.0	33.4	
1989	11.0	12.0		1.39	1.57		0.67	0.75		10.2	33.6	
1990	11.5	11.1	11.4	1.45	1.52	1.45	0.69	0.73	0.70	10.5	35.0	15.3
1991	11.3	6.8	10.4	1.42	0.98	1.33	0.68	0.47	0.64	11.1	41.7	15.1
1992	11.1	5.6	10.0	1.40	0.83	1.29	0.67	0.40	0.62	11.6	41.8	14.9
1993	10.9	5.1	9.8	1.40	0.77	1.28	0.67	0.37	0.61	11.9	41.1	14.8
1994	10.5	5.1	9.5	1.40	0.77	1.24	0.64	0.37	0.59	12.4	41.4	15.4
1995	10.3	5.4	9.4	1.31*	0.81*					12.9	41.8	16.1

Source: Federal Statistical Office, Statistical Yearbooks of GDR, own calculations

\*estimated

参考表2 旧西ドイツおよび旧東ドイツにおける結婚に関する指標：1950－1995年

年次	婚姻率(%)			初婚率				平均初婚年齢				
	旧西ドイツ	旧東ドイツ	ドイツ	男		女		男		女		
				旧西ドイツ	旧東ドイツ	旧西ドイツ	旧東ドイツ	旧西ドイツ	旧東ドイツ	ドイツ	旧西ドイツ	
1950	10.7	11.7		135		112		28.1	26.1		25.4	24.0
1955	8.8	8.7		107	105	105	96	27.0	24.6		24.4	23.2
1960	9.4	9.7		106	101	106	105	25.9	23.9		23.7	22.5
1965	8.3	7.6		91	86	110	105	26.0	24.2		23.7	22.9
1970	7.3	7.7		90	101	97	98	25.6	24.0		23.0	21.9
1975	6.3	8.4		73	88	76	92	25.3	23.2		22.7	21.3
1980	5.9	8.0		64	79	66	81	26.1	23.4		23.4	21.3
1985	6.0	7.9		58	70	60	74	27.2	24.3		24.6	22.2
1986	6.1	8.3		58	73	60	78	27.5	24.6		24.9	22.5
1987	6.3	8.5		59	74	61	81	27.7	24.8		25.2	22.7
1988	6.5	8.2		61	71	63	78	28.0	25.0		25.5	22.9
1989	6.4	7.9		60	68	63	76	28.2	25.3		25.7	23.2
1990	6.6	6.3	6.5	60	58	64	64	28.4	25.8		25.9	23.7
1991	6.3	3.2	5.7	57	28	62	31	28.7	26.6	28.5	26.3	24.5
1992	6.2	3.0	5.6	56	28	62	32	29.0	27.1	28.8	26.5	25.1
1993	6.0	3.1	5.5	54	29	61	34	29.3	27.6	29.2	26.9	25.5
1994	5.9	3.4	5.4	53	32	60	38	29.6	28.0	29.4	27.2	26.0
1995	5.7	3.5	5.3					29.9	28.5	29.7	27.5	26.4

Source: Federal Statistical Office, own calculations

## 参考文献

- Coale, Ansley & Watkins, Susan (eds.), "The Decline of Fertility in Europe", Princeton, Princeton University Press, 1986
- Dorbritz, Jürgen & Gärtner, Karla: "Bericht 1995 über die demographische Lage in Deutschland (1995 Report on the Demographic Situation in Germany)", *Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft*, 1995. 4, p.339-448 (in German with English summary)
- Dorbritz, Jürgen & Fleischhacker, Jochen: "The Former German Democratic Republic: Failure of a Pronatalist Experiment", 1995 (unpublished manuscript)
- Dorbritz, Jürgen & Schwarz, Karl: "Kinderlosigkeit in Deutschland - ein Massenphänomen? (Childlessness in Germany - a mass phenomenon?)", *Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft*, 1996. 3, p.231-261 (in German with English summary)
- Höhn, Charlotte & Schmid, Josef: "Socio-cultural Change with Reference to Female Employment, Educational Characteristics and Housing Conditions in Western Countries Where Fertility is around or Below Replacement", in *International Population Conference Manila* 1981, Vol.1, Liege, IUSSP, 1981, p.159-180
- Höhn, Charlotte & Schubnell, Hermann: "Bevölkerungspolitische Massnahmen und ihre Wirksamkeit in ausgewählten europäischen Industrieländern (Population Policies and their Efficacy in some European Countries)", *Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft*, 1986. 1, p.3-51 and 2, p.185-219 (in German with English summary; results also in Höhn, 1987)
- Höhn, Charlotte: "Population Policies in Advanced Societies: Pronatalist and Migration Strategies", *European Journal of Population*, 3, 1987, p.211-220
- Höhn, Charlotte: "Country Report Federal Republic of Germany", in Dumon, Wilfried (ed.), *Family Policy in EEC-Countries*, Brussels/Luxembourg, Commission of the European Communities, 1990, p.79-102
- Höhn, Charlotte: "The Development Features of Society and Population in the Industrialized Countries, Especially in Europe", in *Revival of Ageing Societies*, Helsinki, Väestöliitto, 1992, p.27-46
- Höhn, Charlotte: "Population Issues in Europe", in *Evolution or Revolution in European Population, European Population Conference Milano 1995*, Milano, FrancoAngeli, 1995, p.9-26
- Mackensen, Rainer: "Social Change and Reproductive Behaviour - on Continuous Transition", in Höhn, Charlotte & Mackensen, Rainer (eds.), *Determinants of Fertility Trends: Theories Re-examined*, Liege, Ordina, 1982, p.249-279
- Schmid, Josef: "The Background of Recent Fertility Trends in the Member States of the Council of Europe", (Population Studies, No.15), Strasbourg, 1984
- Schulz, Reiner & Grünheid, Evelyn: "Bericht 1996 über die demographische Lage in Deutschland (1996 Report on the Demographic Situation in Germany)", *Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft*, 1996. 4 (forthcoming) (in German with English summary)
- Schwarz, Karl: "Kinderzahl der Frauen der Geburtsjahrgänge 1865 - 1955 (Completed Fertility of Female Birth Cohorts 1865 - 1955)", *Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft*, 1991. 2, p.149-157 (in German with English summary)
- Van de Kaa, Dirk J.: "Europe's Second Demographic Transition", *Population Bulletin*, Vol.42, No.1, Washington, Population Reference Bureau, 1987